

令和2年3月31日
自動車局旅客課

ユニバーサルデザインタクシーがより使いやすくなります！ ～標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領を改正～

国土交通省は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、タクシーの更なるバリアフリー化を進めるため、標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定要件としてのスロープの耐荷重を300kgとするとともに、新要件により認定を受けたタクシーの車体に表示するマークを定めました。

国土交通省は、平成24年3月より標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定を行っていますが、ユニバーサルデザインタクシーについては、そのスロープの耐荷重によって、一部の大型の電動車椅子等の使用者が乗車できない事例が発生していたことが課題となっていました。

このような状況の中、今年度設置された「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準検討会」における検討結果を踏まえ、バリアフリー整備ガイドラインの改訂が行われ、ユニバーサルデザインタクシーに搭載する車椅子乗降用のスロープについて、耐荷重300kg以上を標準化する（改訂前は耐荷重200kg以上を標準、300kg以上を推進）とされたところです。これを受け、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領について別紙1のとおり改正を行います。

なお、新しい認定要領に基づいて認定した標準仕様ユニバーサルデザインタクシーについては、以下のマークを車体に表示することとなりますので、300kgのスロープ耐荷重に対応したタクシーをお探しの際には、マークを表示した車両をご利用ください。（別紙2参照）



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」
においてレベル2の認定を受けた一般車両



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」
においてレベル1の認定を受けた一般車両

【参考（自動車交通のバリアフリー化の促進について）】

自動車交通のバリアフリー化の促進については、以下のURLで公表しております。

・ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000018.html

<問い合わせ先>

国土交通省自動車局旅客課 角谷、田中
TEL：03-5253-8111（内線41-212）
03-5253-8569（直通）
FAX：03-5253-1636